

## 離宮の水ブランド認証基準

離宮の水ブランド認証制度要綱（以下「認証制度要綱」という）第 6 条の規定による離宮の水ブランド認証基準（以下「認証基準」という）は以下のとおりであり、認証を受けるためには、基準ⅠないしⅢのすべてを満たさなければならない。

なお、以下で用いる用語は、特に指摘する場合以外、認証制度要綱で用いた用語と同様の意味で用いる。

基準Ⅰ：対象商品等の主要な製造過程において、離宮の水を他の水で希釈せず  
に使用したものであること。また、離宮の水を利活用したサービス若しくは活動であること

基準Ⅱ：申請者が、離宮の水ブランド認証制度の趣旨を共有する姿勢を有するとともに、離宮の水が御神水として用いられた神聖な水であることの歴史を認識・理解する姿勢を持つこと、並びに離宮の水保存会の活動を理解し離宮の水を後世に承継するべく水無瀬神宮及び離宮の水保存会が定める取水ルールを遵守できる者であること

基準Ⅲ：対象商品等につき、以下の各項目を総合的に考慮し、離宮の水ブランドとして認証するに相当であると認められること

- ① 島本町ならではの材料を利用していること
- ② 島本町ならではの製法又は技術を用いていること
- ③ 島本町ならではのアイデア又はこだわりがあること
- ④ 安全で安心して、消費することができ、かつ、環境に配慮されていること
- ⑤ 品質や味に優れるなど島本町内外に誇れる品質であること
- ⑥ 信頼性を有し安心して利用できるサービス若しくは活動であり、信頼性を維持・向上するための取組を行っていること
- ⑦ 将来にわたり、継続的かつ安定的な生産又は販売が見込まれ、その拡大が期待できること
- ⑧ 本認証制度の周知・広告に資するものであること